

令和 8 年 3 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 新 井 茂
4 番 石 原 郷 士	5 番 今 泉 達 夫	6 番 大 澤 恵 美 子
7 番 木 村 修 一	8 番 清 水 照 夫	9 番 根 岸 千 春
10 番 星 野 邦 夫	11 番 星 野 健 一	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員 (名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	3 番 大 塚 孝 一
4 番 小 倉 正 範	5 番 小 澤 勝	6 番 蕪 木 久 永
7 番 小 磯 勝 美	8 番 鈴 木 伸 一	9 番 関 口 光 則
10 番 高 草 木 国 雄	11 番 武 裕 士	12 番 松 井 正 和
13 番 柳 澤 照 雄		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (名)

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 山 銅 敏 男 係長 山 本 賢 主査 関 口 典 子

事務局 それでは、これより令和8年3月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達して
おりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は13名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 こんにちは。7年度3月最後の総会なんですけど、来月4月から新しい人が2名
入って、関口さんが異動という事でこれから新しい体制でまた始めたいと思いま
すので、皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和8年3月25日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和8年3月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1番：櫻井 正彦 委
員」と「2番：赤石 忠秋 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和8年3月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は1件ございます。
番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり
ます。大間々町桐原、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定
を行いたく申請するもの。

以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

議案第2号

議 長

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」
次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和8年3月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、当初の事業計画、作業所・露天資材置場。計画変更後の事業計画、特定建築条件付宅地分譲用地。施設概要、特定建築条件付宅地分譲用地。当初計画どおりに活用できていない土地について、承継者が特定建築条件付宅地分譲用地として使用するため。
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第2区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。場所は、桐生伊勢崎線〇〇大学の東に〇〇ラーメンがありまして、その東の道を北上してもらって、30m行ったところを左折すると中にあります。現場は現状草もきれいになっていた状態だったので、問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

〇番委員

特定建築条件とはどういう事ですか。

事 務 局

特定建築条件付住宅というのは、特定の条件というのがございまして、通常の一般住宅とかであれば、建てる方が決まって建てるという流れで転用の許可が出ます。それと建売分譲住宅の場合ですと、建売分譲という事で開発者や不動産屋が家を建てて、売り出しをして許可が出るという流れになります。今回の特定建築条件

付というのは、ある一定期間土地を分譲して販売します。その販売期間を概ね2年位でお願いしているんですが、2年間のうちに建てられない場合は、開発者や不動産屋さんが建てるという事で、それが条件で許可を出しましょうというような、3年位前に新しくできた制度で、今回みどり市でこう言った形での転用は初めてのケースになります。

議 長 他に、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

事務局 続きます、番号2番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、一般住宅。当初計画どおりに活用できていない土地について、承継者が一般住宅用地として使用するため。以上1件の審議について、よろしくお願いたします。

番号2番

議 長 番号2番について、笠懸第9区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、木村です。地図の6番をご覧ください。50号を前橋方面に向かいまして、笠懸小学校の真裏にある信号を斜め右に入っていきます。そこを過ぎまして7、800mになると思うんですけど、〇〇接骨院の並びの細長い土地になります。草も生えていないので問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第3号

議 長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

今回は8件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。特定建築条件付宅地分譲用地(2区画)、売買。特定建築条件付宅地分譲住宅を探していたところ、適地が見つかり売買の話がまとまったため申請するもの。

番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。特定建築条件付宅地分譲用地(2区画)、売買。特定建築条件付宅地分譲用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請をするもの。

以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

番号2番

議 長

番号1番2番について、笠懸第2区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。先ほどの議案第2号の場所と同じです。そして、2番の方は地図の2番をご覧ください。そこへ入る道の申請になります。慎重審議の程よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番、番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番、番号2番について採決をいたします。番号1番、番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番、番号2番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。

番号3番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。共同住宅敷地拡張用地、売買。共同住宅敷地の拡張を検討していたところ、売買の話がまとまったため申請するもの。

番号4番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。露天駐車場用地、賃貸借。露天駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、賃貸借の話がまとまったため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号3番

議 長

番号3番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の3番をご覧ください。県道78号線を南下してもらいまして、〇〇という美容室の信号機を左折してもらいまして、1つ目の十字路を越えて、20m位行ったところの畑なんですけど、その奥側のアパートの境界になるんですけど、境界に1m位の擁壁があるんですけど、当初の擁壁が建った時は少し斜めの土地だったんですけど、だんだん平らになっていったものですから、擁壁が基礎の1番下が出てきてしまっていて、そちらの方からかなり畑の方に石が流れ出るようになってしまったらしく、それを防ぐという事があって、全体をあげるというよりも、基礎の部分をコンクリートで補強するという形をとるというような事を言っておりました。何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、清水です。地図の4番をご覧ください。申請地は大間々尾島線県道69号線を南下して頂きまして、50号を過ぎ、両毛線の踏切を過ぎて、3つ目の信号右側に〇〇がありまして、左側に〇〇内科があります。その信号を左折して頂いて、80m位行った所に〇〇眼科を作っているんですが、その北側の畑になります。先月農業委員さん集まってもらって見た案件ですが、原状復帰致しまして、今畑の状態になっております。周りはちょっと草がありますが、申請地は車の出入りがあり、きれいになっております。何ら問題はないかと思ひます。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 続きますして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。
番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。露天資材置場及び駐車場用地、売買。露天資材置場及び駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
番号6番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号5番

議 長 番号5番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員 4番、石原です。地図の5番をご覧ください。現場は、大間々尾島線を南下しまして、笠懸の温泉施設の十字路を左折、そこから100m位行きますと、また左右に細い十字路になりまして、ここをまた左折して、50m位行きますと、左側に〇〇商店というスクラップ工場がありまして、その手前です。コの字型に建物に囲まれた畑がありまして、手入れもしてありまして、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

議 長 番号6番について、笠懸第9区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、木村です。地図の6番をご覧ください。先ほど説明したのと同じ場所です。

草もあまり生えていないので、特に問題はないかと思えます。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号6番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号7番、番号8番についてご説明いたします。
番号7番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
番号8番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。露天駐車場用地、賃貸借。露天駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、賃貸借の話がまとまったため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号7番

議 長 番号7番について、笠懸第9区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、木村です。地図の7番をご覧ください。50号を渡って尾島方面に直進してもらって、踏切を通り過ぎて〇〇運送を見て左手に細い道を曲がります。400m位すすんだ右手の土地なんですけど、草も無くきれいになっています。何ら問題はないと思えます。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号7番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議 長

番号 8 番について、大間々第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員

6 番、大澤です。地図の 8 番をご覧ください。申請地は、県道前橋大間々桐生線県道 3 号、諸町の信号を桐生方面に向かって頂いて 1 つ目の信号機を北上してもらおうと、間もなく 30m 位ですかね、西側となります。道路に面したところがたぶん〇〇の商業施設が出来るんでしょうかね。その駐車場であれば何ら問題はないかと思えます。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 8 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長

日程第 4 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出、みどり市農業委員会 会長 小林利信。今回は新規設定が 4 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は 5 筆あります。

番号 1 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

番号 2 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

番号 3 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

番号 4 番、5 番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

新規設定 4 件の地積合計は、9,134 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和8年3月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和8年3月25日 午後2時10分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

1 番委員

櫻井 正彦

2 番委員

若石 忠秋